

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	漁船法	法令の番号	昭和25年法律第178号																
許認可等の種類	工事完成後の認定	根拠条項	第8条																
審査基準	<p>目的： 建造又は改造の許可要件及び性能の基準と工事完成した漁船が一致しているかどうかを確認する。</p> <p>認定基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 氏名又は名称及び住所 許可を受けた者とは、所有者の意味であるから、それらが相違するときは認定できない。 船名 船名の変更は差し支えないが、変更するときは都道府県知事あてに届け出を要する。 漁業種類又は用途 設備その他から判断して、許可を受けた漁業種類のものと異なるときは認定できない。 操業区域及び主たる根拠地 許可と異なるときは認定できない。ただし、根拠地については同一県内であって、漁業の許認可上差支えないときは異なっても認定する。 船質 許可と異なるときは認定できない。 長さ、幅、深さ及び総トン数が許可と相違する場合、下記の誤差の範囲のいずれか一つを超えるとときは認定できない。 <ol style="list-style-type: none"> 長さ、幅、深さの寸法誤差は下記に掲げる数値以内 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼船及び軽合金船</td> <td>10cm又は0.3%</td> <td>4cm又は0.5%</td> <td>3cm又は0.5%</td> </tr> <tr> <td>F P R 船</td> <td>10cm又は0.5%</td> <td>6cm又は1.0%</td> <td>3cm又は1.0%</td> </tr> <tr> <td>木 船</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> 総トン数については、許可総トン数の10%以内 推進機関の種類及び馬力数については、許可と異なるときは認定できない。 推進機関のシリンダ数及び直径については、許可との相違が馬力数を変更するにいたる場合は認定できない。 特殊設備については、建造等の許可による漁業種類の区分に応じ、規定の設備を設けていない場合は認定できない。				長さ	幅	深さ	鋼船及び軽合金船	10cm又は0.3%	4cm又は0.5%	3cm又は0.5%	F P R 船	10cm又は0.5%	6cm又は1.0%	3cm又は1.0%	木 船	3%	3%	3%
		長さ	幅	深さ															
鋼船及び軽合金船	10cm又は0.3%	4cm又は0.5%	3cm又は0.5%																
F P R 船	10cm又は0.5%	6cm又は1.0%	3cm又は1.0%																
木 船	3%	3%	3%																
受付機関	水産課	処理機関	水産課																
交付機関	水産課	標準処理期間	14日																
		標準経由時間	—																
		目次	NO																
			24																